

## 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

### (防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業)

#### 公募要領

平成28年11月  
一般社団法人環境技術普及促進協会

一般社団法人環境技術普及促進協会（以下「協会」という。）では、環境省から平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）の交付決定を受け、地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を導入する事業に対する補助金（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業））を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の目的及び概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、ご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業者として採択された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）交付規程」（以下「交付規程」という。）及び「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

また、採択された際には、政府が推進する地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」について、可能な範囲でご協力いただく可能性があります。

## 補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、協会としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が協会に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- 2 協会から補助金の交付決定を通知する前において発注等を行った経費については、交付規程に定める場合を除き補助金の交付対象とはなりません。
- 3 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について協会の承認を受けなければなりません。なお、協会は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 4 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 5 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- 6 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

## 公募要領目次

1. 事業の目的と性格
2. 公募する事業の対象
3. 補助金の交付を申請できる者及び補助事業期間
4. 補助対象事業の選定
5. 応募に当たっての留意事項
6. 応募方法について
7. 公募説明会の開催について
8. お問い合わせ先

### ○補助事業における留意事項等について(必ずお読みください。)

1. 基本的な事項について
2. 補助金の交付について
3. 補助金の経理等について

- ・様式1 平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業) 応募申請書
- ・別紙1 防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 実施計画書
- ・別紙2 防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 経費内訳
- ・別紙3 地方公共団体推薦書(申請者が地方公共団体以外の場合)
- ・別紙4 プロジェクト概要書(申請者が地方公共団体の場合)
- ・別添1 「ハード対策事業計算ファイル」
- ・別添2 経理的基礎等に関する提出書類
- ・別添3 (地方公共団体用) 予算書抜粋表
- ・別添4 暴力団排除に関する誓約事項
- ・別添5 補助金に係る消費税等の仕入控除について
- ・別添6 提出書類チェックリスト

### (参考)

- ・地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>  
(平成24年7月環境省地球環境局)

## 1. 事業の目的と性格

- 本事業は、地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの導入事業に要する経費の一部を補助する事業に補助金を交付することにより、平時における地域の低炭素化を実現しつつ、防災・減災に資する自立分散型エネルギーシステムを導入することを目的とします。
- 本補助金の執行は法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、この補助金の交付要綱・実施要領に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、協会の指示に従わない場合には、交付要綱の規定に基づき交付決定の取り消しの措置をとることもあります。また、事業終了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。（詳細は「補助事業における留意事項等について」をご確認ください。）

- ・ 事業開始は、交付決定日以降となります。
- ・ 事業完了後も、事業報告書（二酸化炭素削減量効果等）の提出や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。
- ・ 補助事業で整備した財産を処分（補助目的に反し使用、譲渡、廃棄等を行うこと。）しようとする場合は、あらかじめ協会に申請を行い、承認を受ける必要があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、当協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては交付決定を取り消すこともあります。

## 2. 公募する事業の対象

### (1) 対象事業の要件

地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等に対して、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等を導入する事業とし、対象とする施設等は別表第1のとおりとし、対象とする設備は別表第2に示すものであって、災害時においても、別表第1の施設等に対して自立分散型の安定したエネルギー供給を行う機能を有する設備を対象とします。

### (2) 補助金の交付額

(1) の事業に係る経費の3/4～1/2、詳細は別表第4のとおりとします。

## 3. 補助金の交付を申請できる者及び補助事業期間

(1) 補助金の交付を申請できる者は、地域防災計画等に位置づけられた防災拠点、避難施設及び災害時に機能を保持すべき公共施設等を所有する地方公共団体及びその他の法人とします。

※なお、申請にあたっては、地方公共団体以外による事業であれば、原則、地方公共団体による**推薦書（別紙3）**に、地方公共団体自身による事業であれば**プロジェクト概要書（別紙4）**において、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定状況（予定を含む）や、事業における地方公共団体の役割を詳述していただく必要があります。

(2) 補助事業期間は原則として平成28年度内とします。なお、本予算は、財政法（昭和22年法律第34号）第14条の三に規定する繰越明許費として、国会の議決を経ております。ただし、繰越明許手続きについては、財務大臣の承認を得る必要があります。今後、環境省において当該手続きを必要に応じて行う予定としております。

## 4. 補助対象事業の選定

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 公募申請を受理後、外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助金事業の選定を行った後、速やかに採択・不採択いずれかの選定結果を通知します。  
なお、審査委員会における審査のチェックポイントは、以下のとおりです。

審査のチェックポイント

項	目
[実施計画書]	
①	<p>事業概要</p> <p>平時における地域の低炭素化の実現や自立分散型エネルギーシステムの導入の意義を理解しているか。補助対象事業を基にした今後の発展が期待できるか。</p>
②	<p>対象施設</p> <p>地域防災計画等において、防災拠点、避難施設等として定められているか。施設の耐震性が確認できるか。</p>
③	<p>対象設備</p> <p>対象設備の設備要件が満たされており、適当と認められる設備か。対象施設等に対して、災害時においても、自立分散型の安定したエネルギー供給を効率的に行う機能を有するか。補助対象設備の規模及び導入量が明らかに過大又は過小ではないか。</p>
④	<p>実施体制等</p> <p>進捗管理、経理、書類作成など事業を確実に遂行できる実施体制となっているか。資金調達計画に無理がなく、事業遂行上問題がないか。設備の保守点検管理を含めた適切な維持管理体制が整備、構築されているか。</p> <p>&lt;地方公共団体以外による事業の場合のみ&gt;</p> <p>地方公共団体との連携体制が構築されているか、又は構築の見込みがあるか。</p>
⑤	<p>事業実施に関するその他の事項</p> <p>当補助金と、国からのその他の補助金等を同一の対象に併用する予定としていないか。特に GPP 事業で採択された者で、その普及方針に位置付けられる事業となっていないか。</p> <p>事業進捗上、許認可や権利関係の調整をする必要があるか。ある場合は、当該調整が進んでおり、事業遂行上問題がないか。</p> <p>事業により他の環境問題を引き起こす恐れがないか（懸念がある場合、対応ができているか）。</p>
⑥	<p>事業スケジュール</p> <p>スケジュールが明確に示されているか。</p>
⑦	<p>地方公共団体実行計画事務事業編の策定状況等</p> <p>&lt;地方公共団体の場合&gt;</p> <p>事務事業編が策定済みであるか、未策定の場合は3年以内に策定予定であるか。</p> <p>&lt;地方公共団体以外の場合&gt;</p> <p>対象施設の所在地の地方公共団体が、事務事業編を策定済みであるか、未策定の場合は3年以内に策定予定であるか。</p>
⑧	<p>普及効果</p> <p>事業がもたらす地域への貢献（他施設や他の自治体への水平展開や地域住民への副次的効果などの普及啓発を含む）が高い取組か。</p>

⑨ エネルギー起源 CO2 排出削減効果

対象設備の CO2 削減量 (t-CO2/年) 及び削減率 (%) が明記されているか。設備導入によるエネルギー起源 CO2 削減量及び削減率や費用対効果 (1t-CO2 あたりのコスト) の高い取組か。

⑩ 平時における役割

設備を導入する施設の平時において果たす他用途かつ副次的効果等への活用は見込めるか。継続的かつ適切な保守管理・活用が見込めるか。

⑪ 地域特性

受け入れることを想定している避難者の居住する区域が、孤立可能性集落、土砂災害危険性地域、浸水被害危険性地域、その他災害に関する被害が想定されている地域に該当する事業か。

⑫ 設備の導入実績

自立・分散型エネルギーシステム導入に際する実績 (これまでの防災拠点・避難施設等への補助対象設備の導入の実績の有無)。

⑬ 財政力指数

自立・分散型エネルギーシステム導入に際する財政面への配慮 (導入する自治体の財政力指数)。

⑭ BCP(業務継続計画)

BCP(業務継続計画)を策定済みであり、かつ、当該計画と補助事業の実施に関連性があると認められるか。

[経費内訳]

① 補助対象経費等

補助対象経費内訳、見積書、計算書等の積算値は正しいか。補助設備及び補助対象経費の範囲設定は適切か。利益等排除の対象となるものはないか。補助基本額、補助金所要額は正しいか。

[その他]

① 事業の継続性 (地方公共団体以外による事業の場合のみ)

② 施設の収容人数

③ 自家発電設備の有無

審査は、外部有識者による審査委員会を経て実施されるものであり、応募に当たって当協会、環境省幹部・担当者等へ採択の陳情等を行うことは一切意味を持ちません。また、採択・不採択の感触を照会する等の行為についても、厳に慎んでください。

なお、応募要件を満たす提案であっても、提案内容によっては、付帯条件を設定、補助額を減額又は不採択とする場合もありますのでご了承ください。審査完了次第、結果は通知しますが、審査結果に対するご意見は対応いたしかねます。

また、補助対象となる再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等及びそれらの付帯設備の設置に当たっては、各種法令の許可等を得て適切に行ってください。

## 5. 応募に当たっての留意事項

### (1) 補助対象経費について

事業を行うために直接必要な以下の経費が補助対象経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限り（補助対象経費の区分は別表第3参照）。

#### <補助対象施設及び経費の範囲>

補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第5に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費

\* 1：都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除きます。

\* 2：設備費、工事費について

エネルギー起源CO<sub>2</sub>の削減に直接資する設備が補助対象となります。また、付帯工事については、本工事に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲に限り、例えば既存設備の撤去・移設等は対象外となります。補助事業の実施に必要な設備器具の設計費、システム設計費等は工事費の「測量及試験費」に計上してください。

\* 3：消費税の取り扱いについて

地方公共団体と地方公共団体以外の申請者では消費税の取扱いが異なります（地方公共団体及び個人以外の申請者については、消費税分は補助対象外です）。詳細については、「別添5 補助金に係る消費税等の仕入控除について」を参照願います。

#### <補助対象外経費の代表例>

- ・ 事業に必要な用地の確保に要する経費
- ・ 建屋の建設（簡易なものを除く。）にかかる経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ・ 既存施設・設備等の撤去費
- ・ 補助対象設備以外のオプション品の工事費・購入費等
- ・ その他事業の実施に直接関連のない経費

## (2) 維持管理

導入した設備等の取得財産は、設備所有者又は設備管理者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものとします。また、導入に関係する各種法令を遵守してください。

## (3) 二酸化炭素削減効果等の把握及び情報提供

補助事業実施者は、対象事業により削減される二酸化炭素の量、再生可能エネルギー発電設備の発電量や蓄電池システムの運用の状況、その他事業から得られた情報を、協会の求めに応じて提供してください。

## (4) 事業報告書の作成及び提出

補助事業実施者は、実施要領に従い、補助事業の完了した日からその年度末までの期間及びその後3年間の期間について、毎年度、年度末までに当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、別途示す様式により事業報告書を環境大臣に報告してください。補助事業者は、前記の報告書の証拠となる書類を当該報告書に係る年度の終了後3年間保存する必要があります。

なお、3年間の期間終了後に提出する事業報告書においては、当該事業の費用対効果、当該施設の利用状況等を含めたものとしてください。

## 6. 応募方法について

### (1) 応募方法

補助事業者に係る応募に必要な書類及び応募様式ファイルを保存した電子データ（CD-R/DVD-R）を、公募期間内に郵送又は持参により協会に提出していただきます。

### (2) 公募期間

**平成28年11月2日（水）から平成28年11月30日（水）17時必着**

（ご注意）公募期間以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。

### (3) 応募に必要な書類及び提出部数

#### ① 応募に必要な書類

ア. 「平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業)に係る補助事業者応募申請書」【様式1】

※補助事業を2者以上で実施する場合は、代表事業者が申請してください。

イ. 「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 実施計画書」

【別紙1】

※補助要件を確認できる書類（設備のシステム図、配置図、仕様書、記入内容の根拠）等の資料を必ず添付してください。

- ウ. 「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業に要する経費内訳」

【別紙2-1】又は【別紙2-2】

※金額の根拠書類（見積書又は計算書）等を参考資料として添付してください。

- エ. 地方公共団体推薦書【別紙3】

応募申請者が地方公共団体以外の場合、地方公共団体より実施計画に関する推薦書を入手し添付してください。

- オ. プロジェクト概要書【別紙4】

応募申請者が地方公共団体の場合、実施計画に関するプロジェクト概要書を添付してください。

- カ. ハード対策事業計算ファイル【別添1】

導入予定の設備ごと(省エネ設備(照明、空調等)、再エネ(太陽光、風力、バイオマス等)に作成してください。作成方法は「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>」と「【防災減災】ハード対策事業計算ファイル作成について」を参照してください(協会HPに掲載)。

また、ハード対策事業計算ファイルと別に設備ごとの【CO2削減量】、【CO2削減率】及び【費用対効果】を整理した表も作成してください。

- キ. 民間団体が代表事業者として申請する場合は、【別添2】「経理的基礎等に関する提出書類」に従い、経理状況説明書(直近の2決算期の貸借対照表及び損益計算書(応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。)

また、申請者が個人企業及び地方公営企業法の適用を受ける鉄軌道事業者の場合は提出を要しない。さらに認可を受けているもの等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

- ク. 予算書抜粋表【別添3】(地方公共団体のみ)

- ケ. 代表事業者(共同事業者ある場合はそれを含む。)の企業パンフレット等の業務概要がわかる資料及び定款又は寄付行為(申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民表の原本(いずれも発行後3ヶ月以内のもの)を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

また、法律に基づく事業者であることを補助事業の要件としている事業については、法律に基づく事業者であることを証する行政機関から通知された許可証等の写し

- コ. その他参考資料

- サ. 暴力団排除に関する制約事項【別添4】

## シ. 提出書類チェックリスト【別添6】

### ② 提出部数

① のア、イ、ウ、エまたはオ、カ、キ、ク の書類（紙）5部（正本1部、副本4部（コピー可））、これを保存したCD-R/DVD-Rを1部提出してください。（電子媒体には、応募事業者名を必ず記載してください。）。電子媒体に保存する電子データは、ア、エまたはオキについてはWord形式、イ、ウ、カ、クについてはExcel形式で必ず保存してください。ただし、ケ～シ までについては、該当書類（紙）のみ1部の提出で結構です。なお、提出された書類については返却しませんので、写しを控えておいてください。

#### ※提出資料のファイリング

ア～ク の書類は以下の要領でファイリングして提出してください。

- ・書類はホッチキス止めせずにパンチ穴をあけ正本、副本1部毎にファイリングしてください。
- ・ア、イ、ウ、エまたはオ、カ、キ、ク それぞれの書類毎の前ページに、インデックスを付し「様式1」等記入した「あい紙」を挿入してください。書類にはインデックスを直接付さないでください。

### (4) 提出方法

応募に必要な書類（紙）と電子媒体、並びに「提出書類チェックリスト」（ダウンロードし必要事項を記入）を同封して、提出期限までに、郵送又は持参により協会へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません。）。

応募書類は封書に入れ、宛名面に応募事業者名及び「**二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業）応募書類**」を朱書きで明記してください。

### 提出先

一般社団法人環境技術普及促進協会

「防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業」担当宛

〒534-0024

大阪市都島区東野田町 2-8-31 サンプラザビル京橋 7階

## 7. 公募説明会の開催について

本補助金に係る公募説明会を平成28年11月8日（火）～11月16日（水）の間、全国6か所で開催を予定しています。

説明会に関する詳しい内容及び参加申し込み等につきましては、協会のウェブサイトをご覧ください。

URL: <http://www.eta.or.jp/>

なお、説明会では公募要領等の資料を原則配布いたしませんので、必要な資料はご持参ください。

## 8. お問い合わせ先

公募全般に対するお問い合わせは、電子メールを利用し、メール件名に、以下の例のように応募事業者名及び応募事業名を記入してください。

また、メール末尾にご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記載してください。

<メール件名記入例>

【〇〇〇市】防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業について  
問い合わせ

<お問い合わせ先>

一般社団法人環境技術普及促進協会

TEL：06-6353-2303

担当：業務部 業務第三グループ

藪内(やぶうち)、津崎(つざき)

お問い合わせメールアドレス：[eta3h28@eta.or.jp](mailto:eta3h28@eta.or.jp)

<お問い合わせ期間>

平成28年11月2日(水)～平成28年11月25日(金)

## ○補助事業における留意事項等について

### 1. 基本的な事項について

本補助金の交付については、平成28年度予算の範囲内で交付するものとし、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の規定によるほか、本補助金の交付要綱に定めるところによることとします。万が一、これら規定が守られない場合には、事業の中止、補助金返還などの措置がとられることがありますので、制度について十分ご理解いただいた後、応募してください。

### 2. 補助金の交付について

#### (1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を協会に提出していただきます（申請手続等は別途定める交付規程に従います。）。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

#### (2) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・ 申請に係る補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が整っており、準備が確実に行われていること。
- ・ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象経費を含まないこと。

#### (3) 事業の開始

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始することが可能となります（なお、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談ください。）。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たりご注意いただきたい主な点（原則）を以下に記します。

- ・ 契約・発注日は協会の交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不適當である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して当該年度中（出納整理期を含む。）に対価の支払い及び精算が行われること。

#### (4) 補助事業の計画変更

補助事業者が補助事業内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、補助金計画変更申請書を協会に提出する必要があります。

### 3. 補助金の経理等について

#### (1) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

#### (2) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは当該年度3月10日のいずれか早い日までに実績報告書を協会宛て提出していただきます。

協会は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

#### (3) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から確定通知を受けた後、精算払い請求書を提出していただきます。その後協会から補助金を支払います。

#### (4) 取得財産の管理について

補助事業者は、交付規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については「取得財産管理台帳」を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。なお、補助事業により整備された機械、器具、設備その他の財産には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

#### (5) その他

上記の他、必要な事項は交付規程に定めていますので、これを参照して下さい。

別表第 1

対象とする施設等の内容	
<p>補助金の交付の申請者が所有する施設等であって、防災拠点等であることが地域防災計画又はそれに準じる計画等で定められ、かつそれらに必要な耐震性を有する施設等とする。</p> <p>※以下が対象とする施設等の例示</p>	
防災拠点	<p>●災害応急活動施設等</p> <p>①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫</p> <p>※その他、協会が認める施設等。</p>
避難施設	<p>●避難所・収容施設等</p> <p>①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）</p> <p>※その他、協会が認める施設等。</p>
その他	<p>●上記の他、協会が認める災害時に地域住民の生活等に不可欠な機能を有する施設等</p>

別表第2

対象とする設備の内容	
区分	内容
①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコージェネレーションシステム	<p>①防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備</p> <p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備</p> <p>※ただし、廃棄物処理施設への未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備の導入は対象外</p> <p>②コージェネレーションシステム</p> <p>エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置。ただし、BOS（停電対応）仕様のものに限る。以下省エネルギー設備の内容欄に記載のコージェネレーションシステムについても同様。</p> <p>※その他、協会が認めるもの。</p>
②省エネルギー設備 （※①の設備と併せて導入する場合に限る）	<p>①高効率空調機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の空調機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、未利用エネルギー、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力又は熱の供給を受けて稼働する空調機器に限る。</p> <p>②高効率照明機器</p> <p>対象施設内に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備、コージェネレーションシステム及び蓄電池設備から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。</p> <p>※その他、協会が認めるもの。</p>
上記に付帯する設備 （※上記の設備と併せて導入する設備）	<p>①蓄電池設備</p> <p>据置型（定置型）に限る。</p> <p>②配管等</p> <p>※その他、協会が認めるもの。</p>

別表第3

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費であって別表第5に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	3/4～1/2 詳細は別表第4による

#### 別表第4

##### 交付額の算定方法

- 1 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 2 別表第3に掲げる間接補助対象経費と協会が必要と認めた額（基準額）とを比較して少ない方の額を選定する。
- 3 1により算出された額と2により算出された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - ① 財政力指数※が0.8未満の地方公共団体で、防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらに付帯する設備（蓄電池等）を導入する場合 4分の3
  - ② 財政力指数※が0.8未満の地方公共団体で、省エネルギー設備（対象施設内の高効率空調、高効率照明等）及びそれに付帯する設備（配管等）を導入する場合（①の設備を設置した施設に限る。） 3分の2
  - ③ 財政力指数※が0.8以上の地方公共団体又はその他の法人において、防災減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにそれらに付帯する設備（蓄電池等）を導入する場合 3分の2
  - ④ 財政力指数※が0.8以上の地方公共団体又はその他の法人において、省エネルギー設備（対象施設内の高効率空調、高効率照明等）及びそれに付帯する設備（配管等）を導入する場合（③の設備を設置した施設に限る。） 2分の1

※財政力指数…総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」に基づく。

別表第5

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)</p> <p>②機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>③特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に</p>

			<p>要する費用</p> <p>④技術管理に要する費用</p> <p>⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等</p>

事務費		事務費	<p>に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する          共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	3
号	区 分	率										
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%										
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%										
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%										

別表第6

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合(社会保険料)負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

(別添4)

### 暴力団排除に関する誓約事項

下記「暴力団排除に関する誓約事項」について熟読し、理解の上、これに同意します。

#### 記

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(別添5)

### 補助金に係る消費税等の仕入控除について

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者が消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と併せて仕入税額控除を受けることになります。

このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、(1)の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。

ただし、(2)に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。

#### (1) 補助対象経費区分毎の計算方法

##### ①人件費（労務費）

補助事業者が直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

##### ②事業費等

(i) 事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に100/108を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(ii) 事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

##### ③一般管理費

(i) 一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。

(ii) 積上げにより積算する場合、②(i)同様に一般管理費の合計額に100/108を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(補助対象経費区分毎の計算例) (税率8%の場合)

【控除前】

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金 (補助率 1/2)
労務費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,080,000	1,080,000	540,000
一般管理費	312,000	312,000	156,000
合計	2,392,000	2,392,000	1,196,000



【控除後】

区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金 (補助率 1/2)
労務費	1,000,000	1,000,000	500,000
事業費	1,000,000	1,080,000	500,000
一般管理費	300,000	300,000	150,000
合計	2,300,000	2,300,000	1,150,000

(2) 補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合

次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念されます。

このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定をおこなうことができることとします。

(i) 消費税法第5条の規定により納税義務者とならない者

【確認事項】

納税義務者でないこと

(ii) 消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除される者

課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと。

ただし、基準期間が1年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと。

**【確認事項】**

- ①課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること※
- ②課税事業者を選択していないこと
- ③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと  
  
※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されません。
- ④特定期間（個人事業者：前年1月1日～6月30日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が1,000万円を超えないこと

(iii) 消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者

その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること。

**【確認事項】**

- ①課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること
- ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること
- ③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと
- ④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと

(iv) 消費税法第60条第4項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

**【確認事項】**

国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表3に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人等を含む）に該当すること。

- (v) 消費税法第 60 条第 6 項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者

**【確認事項】**

国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること

- (vi) (i) から (v) 以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者

**【注意事項】**

補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと。

以上

(別添6)

### 提出書類チェックリスト

平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
 (防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業)

応募申請者：

	提出書類／様式	ファイル形式	備 考	確認欄
ア	【様式 1】 応募申請書	Word(.doc)形式		
イ	【別紙 1】 実施計画書	Word(.doc)形式	補助要件を確認できる書類(設備のシステム図、配置図等、記入内容の根拠)等を添付	
ウ	【別紙 2】 経費内訳	Word(.doc)形式	金額の根拠(見積書又は計算書)等を添付	
エ	【別紙 3】 地方公共団体推薦書	Word(.doc)形式	申請者が地方公共団体以外の場合 (リース方式や ESCO 事業による場合も含む)	
オ	【別紙 4】 プロジェクト概要書	Word(.doc)形式	申請者が地方公共団体の場合	
カ	【別添 1】 ハード対策 事業計算ファイル	Excel(.xls)形式		
キ	【別添 2】 経理的基礎 等に関する提出書類	Word(.doc)形式	<民間団体> 直近の 2 決算期の貸貸対照表及び損益計算書 共同事業者がいる場合は、その直近 2 決算期貸借対照表、損益計算書も添付	
ク	【別添 3】 (地方公共 団体用) 予算書抜粋表	Excel(.xls)形式	申請者が地方公共団体の場合	
ケ	定款及び寄付行為等		<民間団体> 応募者の業務内容がわかる企業パンフレット等 共同事業者がいる場合は、その直近 2 決算期 貸借対照表、損益計算書も添付	
	行政機関から通知され た許可書等の写し	—	法律に基づく事業者であることを補助事業者の要件としている場合。	

コ	その他参考資料	—	上記以外で捕捉資料があれば添付	
サ	【別添4】暴力団排除に関する制約事項	Word(.doc)形式		
シ	【別添6】提出書類チェックリスト	Word(.doc)形式		
	(紙)	ア～クを正本1部、副本4部。ケ～シは1部		
	(電子媒体)	ア～シの電子媒体(CD-R/DVD-R)1部。 電子媒体には、応募事業者名を必ず記載して下さい。		

確認欄に送付資料のチェックを記入してください。